議第６４号　呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の趣旨

呉市立天応小学校及び呉市立天応中学校を廃止し，義務教育学校※として呉市立天応学園を設置するため，所要の規定の整備をするものです。

※義務教育学校

学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定により，心身の発達に応じて，義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とした学校として定められており，修業年限は９年（前期課程６年及び後期課程３年）とされています。

２　改正の内容

呉市立天応小学校の敷地を利用し，令和５年４月１日に呉市立天応学園を開校するに当たり，呉市立天応小学校及び呉市立天応中学校を廃止し，新たに義務教育学校として呉市立天応学園を設置するとともに，条例の題名を改めます。

また，これに伴い，呉市教育委員会の附属機関である呉市立小学校及び中学校通学区域審議会の名称に義務教育学校を加える等の改正を付則で行います。

３　施行期日

令和５年４月１日